

第17回 篠山再生市民会議 会議録(要旨)

(記録：行政経営課)

日時：平成20年5月8日(木) 13:30~17:00

場所：篠山市役所 第2庁舎 3階 会議室

出席者：篠山再生市民会議委員(3名欠席)

庁内調整会議職員

傍聴者：2名

会議次第

- 1 開会
- 2 協議事項
 - (1) 第二次答申素案について
 - (2) 当面のスケジュール
 - (3) その他
- 3 閉会

決定事項等

- ・ 第二次答申第5章「施設の維持管理の改革にむけて」では、各施設に関する改革案を表形式で記載する。またその際、重点的に議論した施設とあまり議論できていない施設を区分して表示する。表現においては「廃止する」・「統合する」などのように、可能な限り断定的な表現を使うことにする。以上の修正を行い、5月16日(金)までに分科会リーダーから事務局へ提出すること。
- ・ 次回会議には第二次答申原案を提出するので、各委員は今回の第二次答申素案について追記・修正などの意見があれば、5月16日(金)までに事務局まで提出すること。

議事要旨

- 2 協議事項
 - (1) 第二次答申素案について
 - (A委員)〔資料1を説明〕
 - 資料名：「篠山再生計画(行財政改革編)」第二次答申案
 - 各公共施設の具体的な改革案について -
 - (議長)〔資料2を説明〕
 - 資料名：「篠山再生計画(行財政改革編)」第二次答申素案
 - (B委員)〔資料2追加資料を説明〕
 - 資料名：「篠山再生計画(行財政改革編)」第二次答申の構成案(議長メモに加筆)
 - 行政の立場からではなく再生会議委員の立場において加筆した。
 - (A委員) 資料1の提出後、施設維持管理に関する分科会委員から次のとおり意見があった。
 - 市役所庁舎前の駐車場については、イベント開催時にイベント来客者が使用するため、来庁者が使用できないという事態が起きている。来庁者以外の庁舎前駐車場の使用を有料化し、来庁者の使用は無料のままとする庁舎前駐車場の整備をしてはどうか。
 - 施設的具体案について、表現が穏やかになりすぎではないか。分科会で議論した時のように踏み込んだ表現としてはどうか。
 - (議長) 施設的具体案については、もう少し踏み込んだ表現に修正をお願いしたい。また、「公共」「管理運営維持」などの表現は、使用される箇所により異

なる意味で使用されている場合があるので、1つの表現は1つのことを意味するように表現の統一ができないか。

(A委員)資料2の頁7に「地域密着型の補助金については、～(略)～、地域ブロック補助金という形で統合」とあるが、地域ブロック単位での補助金の受け皿は現実的に組織化できるだろうか。また、組織化ができたとしても地域ブロック単位での補助金が実際に有効に機能するかどうかを検討しなければ、ブロック単位での補助金が無駄になってしまうのではないか。補助金に関する分科会では、どの程度検討したか。

また、資料2の頁8に「支所と自治会の双方の事務事業を集約し」とあるが、これは支所から自治会へ分権がなされるという前提があれば納得できるが、支所と自治会の事務事業はそもそも性質の異なるものであるので、「支所と自治会の双方の事務事業を集約」という記述は、表現に問題があるのではないか。

(議長)地域密着型の補助については、具体案を示し答申したいがそこまで議論できていないので、検討の方向性を示す形での答申素案としている。方向としては現在の自治会単位から校区単位の自治組織へ移行していくことをイメージしているが、市民が見て分かるような図をもって示したいと思う。

資料2の頁6「補助金の改革に向けて」は、分科会の答申案に加筆・修正し答申素案としており、全体をとおして見ると矛盾する点があるかもしれない。後日で構わないので、そのような点があれば意見をいただきたい。

(B委員)地域密着型の補助に関連して、市では現在の各自治会単位からまちづくり協議会等の校区単位へ移行することは重要と考えている。校区単位の地域自治組織と行政の関係については、校区単位の自治組織へ移行した場合のイメージを図化している。

(C委員)校区単位の地域密着型補助金が実際に機能するかどうかは不明であるが、分科会で議論した地域自治組織と行政の関係については、市で図化しているものと同じイメージである。

(議長)「支所と自治会の双方の事務事業を集約」というのは、まちづくり協議会等に事務担当者を1人設けることを前提に支所業務を地域に渡していくということか。

(C委員)まちづくり協議会等の地域自治組織に係る市担当者を支所に設けるという意味である。地域に近いという理由から支所に担当者を設けているが、担当者を設けるのであれば必ずしも支所職員である必要はない。

(A委員)支所に担当者を設けることは、施設維持管理に関する分科会で考える支所の方向性と異なるので、調整が必要である。

(D委員)施設維持管理に関する分科会の支所案とは方向性が異なるので最終的には調整する必要があるが、現在の自治会単位から校区単位の自治組織に変更する初期段階では、市の職員がその事務を補佐しなければ制度がうまく機能せず推進できないのではないか。

- (C委員) この議論については、補助金に関する分科会において詳細まで議論できていないが、方向性としては校区単位自治組織へ移行していくという答申でいいのではないかと。
- (B委員) まちづくり編での議論になると思うが、支所で行う事務と地域で行う事務の線引きは必要と考える。
現在、地域自治区にしていくかどうかについての具体的な議論を市ではしていない。
校区単位自治組織の組織化については、現在10の組織ができています。
- (議長) 校区単位の自治組織へ移行していくことについて、市民会議では概ね合意が得られているのではないかと。補助金を校区単位の自治組織へ集約して交付することに実効性の面で懸念はあるが、集約することによる削減効果は確実にあるので、地域密着型の補助金は地域単位の自治組織へ一括交付するという形で答申したい。なお、市全体に関わる補助金については、自治組織への一括交付には含めず、申請主義とするように答申する。
- (E委員) 現在、まちづくり協議会へ補助は出されているか。
- (B委員) 新たにできた組織なので、現在のところ補助はあまり出ていない。
(篠山市まちづくり協議会活動支援補助金交付要綱に基づき、設立又は設立当初の協議会運営経費について5万円の補助を出している。)
- (議長) 校区単位自治組織と支所の関係は議論に至っていないので、具体的内容については答申しない。校区単位自治組織に係る市の担当者については、校区単位自治組織と市役所の橋渡しの役割に過ぎず、支所が残っているのであれば支所職員をその担当にあてるという程度の書き方とする。
- (F委員) 施設維持管理に関する改革案については、「検討課題を提示し、それができないのであれば廃止とする」という答申にしてはどうか。そのような答申でなければ、施設数は減らない。
- (A委員) 具体案が書ける施設については、具体案を書く。具体案が書けない施設については、答申にでてくる施設に関する検討の3段階の検討を行うこととする。
- (議長) 分科会リーダーとF委員を中心に、具体案の表現を断定的な形に修正する調整をしていただけないか。また、施設の一覧については、重点的に議論した施設とあまり議論できていない施設を区分し、重点的に議論した施設を優先して表の上段にもってきてはどうか。重点的に議論した施設はどれであるか。
- (F委員) 断定的表現へ変更することと併せて、重点的に議論した施設についても分科会リーダーと協議のうえ報告する。
- (C委員) 施設の一覧を見ると有効活用できない場合は廃止するという施設が多数ある。また、地元が使用する公民館等については、地元への移譲となっているが、市の財政が逼迫している現状からすると、これらの施設を移譲ではなく

民間へ売却とする必要はないか。

- (A委員) 現在地元が使用している施設については、地元への移譲が最優先である。施設の老朽化が激しい、また自治会内に同様の施設がある等の理由により地元自治会が施設の移譲を受けない場合があるが、その場合は市が施設の活用方策を考え、活用方策がない場合は売却とする。
- (C委員) 自治会内に同様の施設がある場合は、無理に移譲せず売却してはどうか。
- (議長) 第二次答申で施設の売却について具体的に答申することはできないが、市有財産の売却を含めた有効利用について今後の検討課題であることを答申し、歳入の増加方策の一つとして今後議論したい。
- (B委員) 現在、売却する市有財産をリストアップし売却を進めている。公民館などの規模の小さな施設についても、活用法のない施設については売却の方向で進めたいと考えている。
- (議長) 農家高齢者創作館については、どう書くべきか。
- (A委員) 農家高齢者創作館と王地山陶器所華工房については、伝統文化の継承・保護が目的であり、その目的が達成されているか否かにより判断すべきと考える。その視点で考えると、農家高齢者創作館は目的どおり活用されているが、王地山陶器所華工房は目的どおり活用されていないと思われるので、廃止でよい。また、伝統文化の継承・保護していくべきものについては、投資してでも取り組むべきものとするが、市で取り組むべきものか民間で取り組むべきものかについては検討する必要がある。
- (議長) 設置目的の重要性や設置目的を達成できているかどうかを検討するのではなく、まずは施設の利用状況等から施設自体が有効に活用されているかどうかを検討すべきではないか。
- (A委員) 王地山陶器所華工房については、施設は有効に活用されていないのではないか。農家高齢者創作館については、施設は有効に活用されているといえるが、他施設と統合できないかなどについては検討の余地がある。
- (議長) 農家高齢者創作館については、検討課題がある施設として答申する。
- (A委員) 保育園、幼稚園、小中学校の統合については、具体的名称を市の計画どおりに出しているが、第二次答申を見た市民の方が市の決定事項として捉えてしまわないか懸念される。
- (議長) 市の計画は公開されているし、今回の第二次答申に載せることにより議論の契機となればよいので、第二次答申には具体的名称を載せる。
- (F委員) 篠山小学校について市の方針はあるか。
- (B委員) 篠山小学校については、現在新規建設をする予定はない。耐震性の問題については、必要があれば現在の校舎においても行う。なお、篠山小学校を篠

山中学校跡地へ移転することについては、文化財保護の観点から規制があり、一度限りの移転建設は認められるが将来老朽化した時に再度建設ができないという問題がある。

- (F 委員) 施設において黒字の場合があるが、その定義はどのようなものか。
- (事務局) 施設の収入から維持管理経費を差し引いた額である。
- (F 委員) 累積赤字などは計算しないのか。
- (B 委員) 通常は計算に入れない。
- (F 委員) 指定管理で黒字になった場合は、どのような取り扱いとなるのか。
- (B 委員) 黒字になった場合は指定管理者の収入となるが、次回の協定締結時に指定管理料の見直しをすることとなる。
- (C 委員) 斎場等の施設がある場合、地元自治会へ金銭面での助成があるが、その助成金について減額の交渉をすることはないのか。
- (事務局) 現在、斎場・清掃センター・あさぎり苑について、そのような助成を地元自治会へ行っている。施設の建設当時に地元自治会と取り決めをしている経過があり、現在のところ削減についての議論は行っていない。

(2) 当面のスケジュール

(議 長) 次回 5 月 2 2 日 (木) は第二次答申原案を検討する。

(3) その他

- (議 長) 神戸地方法務局篠山支局の統廃合について、篠山再生市民会議へ意見を伺いたいとの手紙が届いている。
内容は、「柏原支局へ統合され廃止となる篠山支局を残すべきと考えるが、再生会議委員の皆さんはどう考えるか」ということである。
- (C 委員) 類似する事案として、ある運営委員会から市へ要望を行っていたものがある。要望は、特定された内容における相談件数の増加に伴い、市においてその相談を受ける専門員を設けて欲しいという内容であった。しかし、平成 20 年度には専門員は配置されず機構改革により担当者すら減少しているのが現状である。事務のフラット化により人員削減ができることは分かるが、業務の性質によってはそうでない部署もあるので、篠山市においてもそのようなことを配慮いただきたい。
- (議 長) 法務局の統廃合については直接関与できないが、篠山市においても施設の統廃合は問題となっているので、統廃合を進める中においても必要な部署には人員を増やす対応をとるなどの検討ができればよいのではないかと。

- 以上 -